



高等特別支援学校整備基本計画

平成24年3月

栃木県教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	軽度の知的障害がある生徒に対する職業的な自立支援の 基本的な考え方	2
3	高等特別支援学校の整備に当たっての基本的な考え方	3
	(1) 既存の特別支援学校における職業教育の充実	3
	(2) 新たな教育環境（高等特別支援学校）の整備	3
4	教育方針	4
	(1) 教育目標	4
	(2) 目指す生徒像	4
	(3) 設置学科	4
	(4) 教育課程	4
	(5) 特別支援教育に関するセンター的機能	8
	(6) 交流活動による共生社会の基盤づくり	9
5	整備方針	10
	(1) 学校規模	10
	(2) 生徒募集	10
	(3) 教職員定数見込	10
	(4) 整備予定地	10
	(5) 整備内容	10
	(6) 整備に当たって特に配慮する事項	12
6	整備スケジュール及び概算事業費	13
	(1) 整備スケジュール	13
	(2) 概算事業費	13
7	資料	14
	(1) 教育課程表（例）	14
	(2) 校舎等配置イメージ図	16

1 はじめに

近年、特別支援学校（知的障害）の高等部においては、軽度の障害のある生徒が増加の傾向にあり、中・重度の生徒と一緒に在籍している状況にあることから、卒業後の自立支援に向けて多様な教育的ニーズに対応した職業教育のあり方が課題となっている。さらに、生徒の増加に伴う普通教室不足の問題が深刻化していることなどから、職業教育の充実・強化と併せ、教育環境の改善を図るための抜本的な対応策が課題となっていた。

そこで、県教育委員会では、平成20年度に事務局内で県立特別支援学校の全体整備について検討し、平成21年度からは庁内関係課によるワーキンググループにおいて「県立特別支援学校の今後の全体整備の考え方」について検討を進めた。

その結果、軽度の知的障害がある生徒に対する職業教育の強化に向けた対応については、「現在の特別支援学校高等部の普通科に加えて、新たに職業学科を設置するなど、職業に関する専門的な教育を行う場を提供する必要がある」という方向性を確認し、いくつかの方策の中から、本県において最も有効と考えられる高等特別支援学校の整備に向け、具体的な検討を重ねた。

その後、平成22年度にかけて、さらなる意見集約を図り、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」及び「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」の中に、「高等特別支援学校の整備を推進する」ということを位置付けるに至った。

以上の経緯を踏まえ、平成23年度には、学識経験者、企業関係者、労働関係者、保護者、学校関係者等の外部有識者による「高等特別支援学校整備検討委員会」を設置し、高等特別支援学校の整備に当たっての検討事項について、関係する各分野から意見を聴取した。主な検討事項は次の2点である。

- ・ 高等特別支援学校の基本理念や学科、教育課程など教育内容や方法に関すること
- ・ 高等特別支援学校の規模や候補地など教育環境の整備に関すること

この「高等特別支援学校整備基本計画」は、これらのことを踏まえ、県教育委員会においてさらなる検討を加えて、高等特別支援学校の整備に向けた具体的内容をまとめたものである。

2 軽度の知的障害がある生徒に対する職業的な自立支援の基本的な考え方

(1) 軽度の知的障害がある生徒を対象とした自立支援

軽度の知的障害がある生徒を対象として、既存の特別支援学校における職業教育を一層充実するとともに、新たに職業学科を設置した高等特別支援学校を整備することにより、職業的な自立支援の強化を図る。

(2) 社会人・職業人としての自立に向けた指導

生徒一人一人が、夢や目標の実現に向け自らの力で人生を切り拓いていけるよう、個性や能力、障害の状態等に応じたきめ細かい指導を行い、社会人・職業人として自立するための基礎となる能力や態度の育成を図る。

(3) 企業や労働機関等と連携した職業教育・就労支援

企業等との連携により、就業体験の機会を十分に確保し、企業等のニーズに応じた実践的な職業教育を行うとともに、自立した社会生活・職業生活に向け、地域にある各学校等との連携による社会性の育成や、労働・福祉機関等との連携による就労支援の充実を図る。

3 高等特別支援学校の整備に当たっての基本的な考え方

(1) 既存の特別支援学校における職業教育の充実

高等特別支援学校を整備する前提として、既存の特別支援学校の普通科における職業教育を一層充実し、県全体として職業教育の強化を図っていく必要がある。

そのため、県教育委員会では、平成21～22年度に実施した特別支援学校職業教育指導充実事業の成果をまとめた「職業教育指導マニュアル」を活用しながら、各学校の指導内容・方法の改善に取り組んでいく。また、平成23～24年度には特別支援学校職業教育「福祉科」導入事業を実施し、平成25年度からの専門教科「福祉」の導入に向け、社会福祉に関する専門家の協力を得て、指導計画モデルの作成に取り組んでいく。

その後の対応については、これらの取組や新たに整備する高等特別支援学校における職業教育の成果等を踏まえ、既存の特別支援学校の普通科の中に、教育課程の類型の一つとしての職業コースを設置し、高等特別支援学校と連携して職業教育の強化を図ることなども視野に入れ、県全体として職業教育の強化に向けた対応策を検討していく。

(2) 新たな教育環境（高等特別支援学校）の整備

特別支援学校（知的障害）の高等部においては、近年、様々な社会的要因から、中学校の特別支援学級等から入学する軽度の障害がある生徒が増加し、在籍者に占めるそれらの生徒の割合が高くなっており、特別支援学校の中学部から入学する中・重度の障害がある生徒を含め、生徒の多様な教育的ニーズに対応した教育が十分に実施できない状況がある。このような状況から、中学校の特別支援学級等に在籍する軽度の障害のある生徒が、卒業後の進路先として選択することができる、新たな教育の場を設ける必要がある。

そのため、既存の特別支援学校における職業教育の充実に向けた対応に併せて、軽度の障害がある生徒に対する専門的な職業教育を提供する場として、職業学科を設置した高等部単独の特別支援学校である高等特別支援学校を整備する。整備予定地については、対象となる生徒の居住地の状況を踏まえ、通学の利便性や就業体験の実施企業の確保等の観点を考慮するとともに、早期開校を目指す上で既存の県有地を活用することが有効であるため、県央地域にある宇都宮工業高等学校旧敷地とする。

また、将来的には、高等特別支援学校への出願状況や、既存の特別支援学校の生徒数の推移などを踏まえるとともに、高等特別支援学校の取組の成果を検証しながら、県全体としての高等特別支援学校のあり方について検討していく。

4 教育方針

軽度の知的障害がある生徒に対する職業的な自立支援の基本的な考え方を踏まえ、高等特別支援学校の教育目標、目指す生徒像、設置学科、教育課程などを次のように設定する。

(1) 教育目標

将来の職業的な自立を目指した教育を推進することにより、軽度の知的障害がある生徒の自己実現と自立・社会参加を促進し、社会に貢献できる人材を育成する。

(2) 目指す生徒像

- 心豊かでたくましく、自ら学び、自ら考え、主体的に行動する生徒
- 夢や目標の実現に向け、個性や能力を発揮して粘り強く努力する生徒
- 社会人・職業人としての役割を自覚し、進んで社会に貢献する生徒

(3) 設置学科

生徒一人一人の職業的な自立を促進する観点から、企業等での就労において必要となる実践的な知識や技術等を習得できるようにすることを目指し、「特別支援学校の高等部の学科を定める省令」に基づき、産業一般に関する学科として、職業科（仮称）を設置する。

(4) 教育課程

① 教育課程の基本骨子

○ 職業コースの設置

職業科においては、産業構造の変化や知的障害者の雇用の状況及び今後の期待される職種等を考慮し、「流通・環境」コース（仮称）及び「食品・福祉」コース（仮称）を設置して、職業に関する専門的な知識や技術等が習得できるようにする。

なお、具体的な学習内容としては、次のようなものが想定される。

・コース共通

共通：接客・作業等に関すること

接客・販売、簡易作業（部品組立・袋詰め）等

- ・ 流通・環境コース（仮称）
 - 流通関連分野： 流通・小売等に関すること
商品パック・袋詰め、品出し、陳列 等
 - 環境関連分野： 環境美化等に関すること
ビル清掃、植栽管理、野菜・草花栽培 等
- ・ 食品・福祉コース（仮称）
 - 食品関連分野： 食品製造等に関すること
パン・菓子製造、弁当製造 等
 - 福祉関連分野： 高齢者介護等に関すること
食事・衣服着脱介助、ベッドメイキング 等

○ 普通教科等の指導

国語や数学等の普通教科の指導の中で、将来の社会生活・職業生活に必要な幅広い知識や技能等の確実な習得を図る。

なお、社会人・職業人として進んで社会に貢献する能力・態度等を育成する観点から、自立活動の指導内容として自己の理解や集団への参加などのソーシャルスキルの指導を重点的に取り上げるとともに、各学校との交流及び共同学習や地域における様々な活動への参加を通して、対人関係能力、コミュニケーション能力を身に付けられるようにする。

○ 専門教科の指導

主として専門学科において開設される流通・サービス、農業、家政、福祉等の職業に関する専門教科の指導の中で、企業等での就労において必要となる実践的な知識や技術等の確実な習得を図り、専門性に裏付けられた自信と意欲を育成できるようにする。

〔 普通教科等及び専門教科の指導 〕

（週あたり30単位時間）

	普通教科等の指導	専門教科の指導
1年次	国語、数学等の普通教科、 道徳、総合的な学習の時間、 特別活動、自立活動 等	流通・サービス、農業、 家政、福祉 等
2年次		
3年次		

○ 職業教育・キャリア教育の充実

企業等との連携により、就業体験活動や産業現場等における実習などの就業体験の機会を十分に確保し、生徒が自らの職業適性について考え、職業選択の能力や職業意識を高めるとともに、実践的な知識や技術等を確実に身に付けられるようにする。

また、生徒の就労の可能性を広げ、職業人としての自信や意欲を育成するため、学校独自の検定等の導入や各種資格の取得促進を図る。

さらに、企業等のニーズに応じた実践的な職業教育を行うため、教員自身が企業等における実習を体験して企業側が求める人材等についての理解を深めるとともに、企業等の専門家を効果的に活用して校内作業実習を充実させることにより、指導方法の工夫・改善を図る。

○ 生活指導等の充実

家庭や地域との密接な連携により、安定した職業生活の基盤となる基本的な生活習慣の確立や健康管理、金銭管理等の生活管理能力を育成する生活指導の充実を図る。

また、スポーツや文化に親しみ、豊かな人生を送ることにつながるのと同時に、責任感、連帯感の涵養や人間関係の形成等に資する部活動の充実を図る。

○ 進路指導・就労支援の充実

将来の自立した社会生活・職業生活に向け、労働局やハローワーク（公共職業安定所）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携により、就労先の企業等の開拓を推進するとともに、就労支援組織の校内設置や就労支援事業所等で勤務経験のある社会人の活用などにより、進路指導の充実を図る。

また、生徒の円滑な就労や職場定着につなぐため、障害の状況等に関する情報共有を趣旨とした支援会議を開催するなど、就労支援の充実を図る。

② 職業教育に関する専門教科等の履修

生徒が入学後に専門教科の全ての分野の内容を体験的に学習しながら、自らの能力・適性等を十分に考慮して専攻するコースを決定し、その後は、専攻するコースの学習を段階的に深められるような履修の構造とする。

その場合、知的障害者の就業先における職種や作業内容などの実情を踏まえ、複数の業種・職種に柔軟に対応できるようにするため、専攻するコースの内容を中心として履修しながら、それ以外のコースの内容も選択して履修できる枠を設定する。

○ 1年次

生徒が自らの希望や能力・適性等を把握するために、校内作業実習及び就業体験活動等を通して全コースの内容を履修し、基本的な知識や技術等を身に付けられるようにする。

○ 2年次

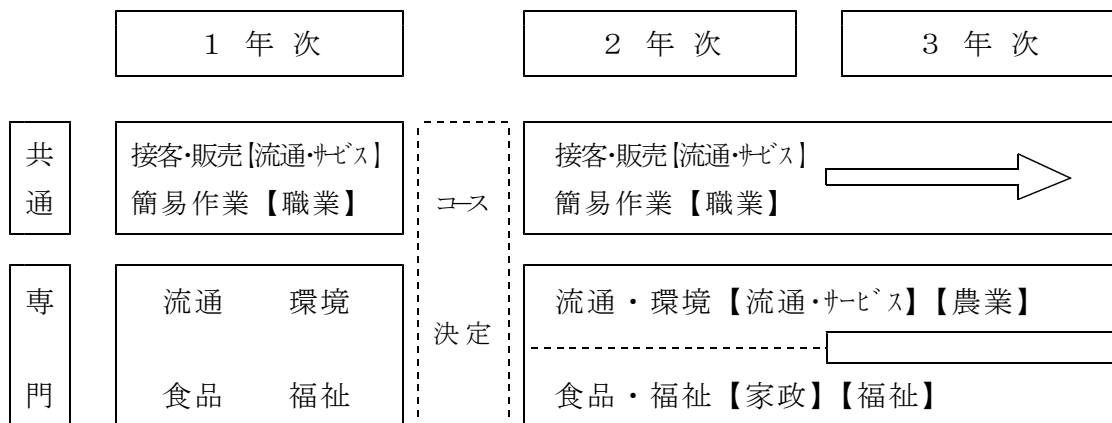
生徒が専攻するコースの内容を中心に他のコースの内容も含めて履修し、産業現場等における実習等(※1)を通して、専門的な知識や技術等を身に付けられるようにする。

○ 3年次

生徒が企業等への就労を目指し、専攻するコースの内容を履修し、産業現場等における実習等(※1)を通して、より専門的な知識や技術等を身に付けられるようにする。

(※1) 産業現場等における実習等については、8ページの「実習等の履修の構造(例)」において例示

[専門教科等の履修の構造(例)]



〔 実習等の履修の構造(例) 〕

		1 年 次	2 年 次	3 年 次
校 内	校内作業実習 (全分野)	コース 決定	校内作業実習 (専門分野)	
	校外		就業体験活動 小集団活動 4分野X(週2日X1か月)	産業現場等における実習 小集団実習 2分野X(週2日X3か月) 個別実習 1分野X(3週間連続X2回)
				個別実習 1分野X(3週間連続X3回)

(5) 特別支援教育に関するセンター的機能

① 小・中・高の連続性のある特別支援教育の推進

近隣の小学校、隣接する一条中学校と連携し、将来の職業的自立の基礎づくりをテーマとした事例研究会の開催等を通して、小学校における基本的な生活習慣の確立や生活管理能力の育成、中学校における企業等の求める人材像を踏まえた社会性の育成や作業学習の指導の工夫など、各学校段階における指導の重点化の取組を支援し、小・中・高の連続性のある特別支援教育を実践する。

それらの取組の成果を県内全域に発信することで、各地域における小・中学校と特別支援学校高等部との連続性のある特別支援教育の推進を図る。

② 小・中学校や高等学校等に対する支援

小・中学校や高等学校等の教職員に対し、様々な障害についての理解や対応の仕方及び学校生活における安全面での配慮や実習における作業マニュアルの工夫等について助言を行うなど、高等特別支援学校の有する専門性を生かした支援を推進する。

③ 既存の特別支援学校と連携した職業教育の推進

既存の特別支援学校が取り組んできた、地域や産業界との連携の実績を踏まえ、企業等への就労に向けた職業教育や就労支援に関する実践的な調査・研究に取り組むとともに、双方向の情報交換や高等特別支援学校の施設を活用した合同作業実習等による連携を図ることにより、特別支援学校における職業教育推進校として、県全体の職業教育を一層推進する。

④ 企業や関係機関等との連携による就労支援体制の構築

企業等を対象としたセミナーを開催し、知的障害者に分かりやすいコミュニケーションのとり方や作業手順の工夫など雇用管理に役立つ情報を提供することや、就労後の継続雇用のポイントについて情報交換を行う支援会議を開催することなどを通して、障害のある生徒の就労促進に関わる拠点機関として、県全体の就労支援体制の構築を推進する。

(6) 交流活動による共生社会の基盤づくり

県教育委員会では、これまでも、既存の特別支援学校等において、周辺地域の人々や小・中・高等学校等との交流活動を推進してきた。今回の高等特別支援学校の整備に当たっては、近隣の小学校、隣接する一条中学校との地理的条件や隣接設置という他にはない特色を生かし、登下校や清掃、部活動などの日常の学校生活を通して、自然に触れ合う交流活動などを実践する。

これにより、障害のある生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるとともに、小・中学校の児童生徒にとっても、障害のある生徒やその教育についての理解と認識を深められるようにする。

また、宇都宮工業高校の生徒が、地域活動への積極的な参加を通して、これまでに培ってきた地域との信頼関係を引き継いで、生産品の販売や自治会の行事への参加を通して地域住民との交流を図るなど、積極的に学校の教育活動を公開し、地域に開かれた学校づくりを進める。

これらの特色ある取組を、中心市街地における支え合いの地域づくり・人づくりに生かし、障害のある人もない人も「心豊かに」共に生きる社会の基盤づくりを推進する。

5 整備方針

(1) 学校規模

- ① 生徒数 240人
- ② 学級数 30学級（1学年10学級×3学年）
- ③ 学級編制 1学級8人

(2) 生徒募集

- ① 対象者 軽度の知的障害のある生徒で、公共の交通機関等により自力通学が可能な者
- ② 定員 1学年80人（入学者選抜の実施・一括募集）
- ③ 通学区域 県内全域

(3) 教職員定数見込（高校標準法による試算）

（単位：人）

校長	教頭	教諭	養護教諭	実習助手	小計	事務職員	計
1	2	71	2	2	78	2	80

(4) 整備予定地

- ① 所在地
宇都宮市京町（宇都宮工業高校旧敷地内）
- ② 敷地面積
約 18,000 m²

(5) 整備内容

① 建築物の整備内容

〔管理諸室〕

校長室、事務室、職員室、会議室、保健室、放送室、印刷室 等

〔普通教室〕

30教室

〔特別教室〕

図書室、音楽室、美術室、家庭科室、調理実習室、コンピュータ室、視聴覚室、進路指導室、生徒指導室、生徒会室 等

〔実習室〕

企業等就労に向けた実習カリキュラムを実施するために必要な各種設備等を設置した実習室

【各実習室の主な設備等】

○コース共通

販売実習室：販売カウンター、バーコード対応レジスター、喫茶サービス用テーブル・椅子等

作業実習室：作業台、部品用コンテナ、自転車等修理器具等

○流通・環境コース（仮称）

流通実習室：商品陳列棚、商品倉庫用棚、買物カート等

清掃実習室：ポリッシャー、送風機、高圧洗浄機、清掃作業用コンテナ等

園芸作業室
〃実習室：農機具、耕耘機、リヤカー、作業台、農機具庫等

○食品・福祉コース（仮称）

食品実習室：ミキサー、発酵器、製パン成形器、オーブン、真空包装機等

福祉実習室：介護ベッド、車椅子、歩行車、洗濯機、簡易浴槽等

〔コミュニティショップ（仮称）〕

専門教科の実習における生産品を地域住民等に定期販売するための販売店として、教室棟の中にコミュニティショップ（仮称）を整備

〔屋内運動場〕

体育の授業において、複数の種目の屋内運動を実施する必要があることに加え、入学式・卒業式をはじめとする学校行事等の実施において、全生徒及び保護者等を収容する必要があることから、体育館及び武道場を整備

〔生活ホーム棟（仮称）〕

卒業後の自立した生活に向けた宿泊訓練の施設として、ワンルームタイプの居室に、台所、風呂、洗濯機、ベッド、机等を備え、実際的な生活を一定期間、連続して体験することができる生活ホーム棟を整備

〔地域交流室（仮称）〕

障害者の就労支援に関する地域や産業界との連携会議の会場として、また、障害者に対する地域住民の理解促進を図るための交流スペースとして活用するため、生活ホーム棟の中に地域交流室（仮称）を整備

〔温 室〕

野菜や草花の栽培実習については、隣接地域の生活環境への影響に配慮するとともに、年間を通して継続的に生産活動を実施できるようにするため、室温等を自動制御できる温室を整備

② 運動場の整備内容

〔グラウンド〕

約250mのトラックを整備する。フィールド内は、ミニサッカーやハンドボールなど、多用途に活用できるよう整備

③ その他

〔駐輪場等〕

整備予定地はJR宇都宮駅から約3.2km、東武南宇都宮駅から約1.3kmの距離にあることから、宇都宮市内及び市外からの通学状況を考慮し、駐車台数は全生徒数の約3分の2程度を想定して整備

(6) 整備に当たって特に配慮する事項

① 宇都宮市立一条中学校移転整備計画との調整

高等特別支援学校の整備予定地である宇都宮工業高校旧敷地内に、宇都宮市も、一条中学校の移転整備を予定している。両校の隣接設置により、近隣の小学校も含め、小・中・高の連続性のある特別支援教育の推進や、自然な交流活動を通じた共生社会の基盤づくりなどの十分な教育的効果が期待される。

県は、宇都宮市と連携し、日課表や指導計画など教育課程の編成・実施上の配慮事項及び施設・設備の効果的な活用方法等について具体的な検討を進める。

② 地域住民との信頼関係の構築

学校の整備に当たっては、障害のある生徒とその教育について地域住民の理解を得ることが極めて重要であり、地区自治会をはじめとして地域住民に対する説明会を開催するなど、広報活動に努める。

開校後には、地域に開かれた学校として、学校の教育活動を公開するとともに、生產品の販売や自治会の行事等への参加等を通して地域住民との積極的な交流を図り、信頼関係の構築に努めていく。そのため、コミュニティショップ（仮称）や地域交流室（仮称）の効果的な活用を図る。

6 整備スケジュール及び概算事業費

(1) 整備スケジュール

項 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
基本計画策定	➡					
基本・実施設計		➡				
建築工事				➡		
外構工事					➡	
開校						★

(2) 概算事業費

設計費、建築工事費及び備品購入費等 約 34.5 億円

7 資料

(1) 教育課程表（例）

○ 週当たり授業時数（例）

職業科（仮称）

			1年次	2年次	3年次
教科 別の 指導	普通教科	国語	2	2	2
		数学	2	2	2
		音楽	1	2	2
		美術	1		
		保健体育	3	3	3
		職業	1	1	1
		家庭	2	2	1
		情報	2	1	1
	専門教科	流通・サービス	1 4	1 5	1 6
		農業			
		家政			
		福祉			
	領域別の指導	道徳	[1]	[1]	[1]
		L H R	1	1	1
自立活動		[1]	[1]	[1]	
総合的な学習の時間			1	1	1
合計			3 0	3 0	3 0

※社会及び理科は、専門教科の履修をもって代替する。
 ※道徳及び自立活動は、教育活動全体を通じて指導を行う。

○ 週日課表（例）

職業科（仮称） 1年次

校時	月	火	水	木	金
	(登校) S H R				
1	国語	専門教科	音楽	専門教科	数学
2	情報		国語		保健体育
3	数学		保健体育		家庭
4	職業		情報		
昼食・昼休み					
5	美術	専門教科	総合	専門教科	専門教科
6	保健体育		L H R		
清掃 S H R					
課外活動 (下校)					

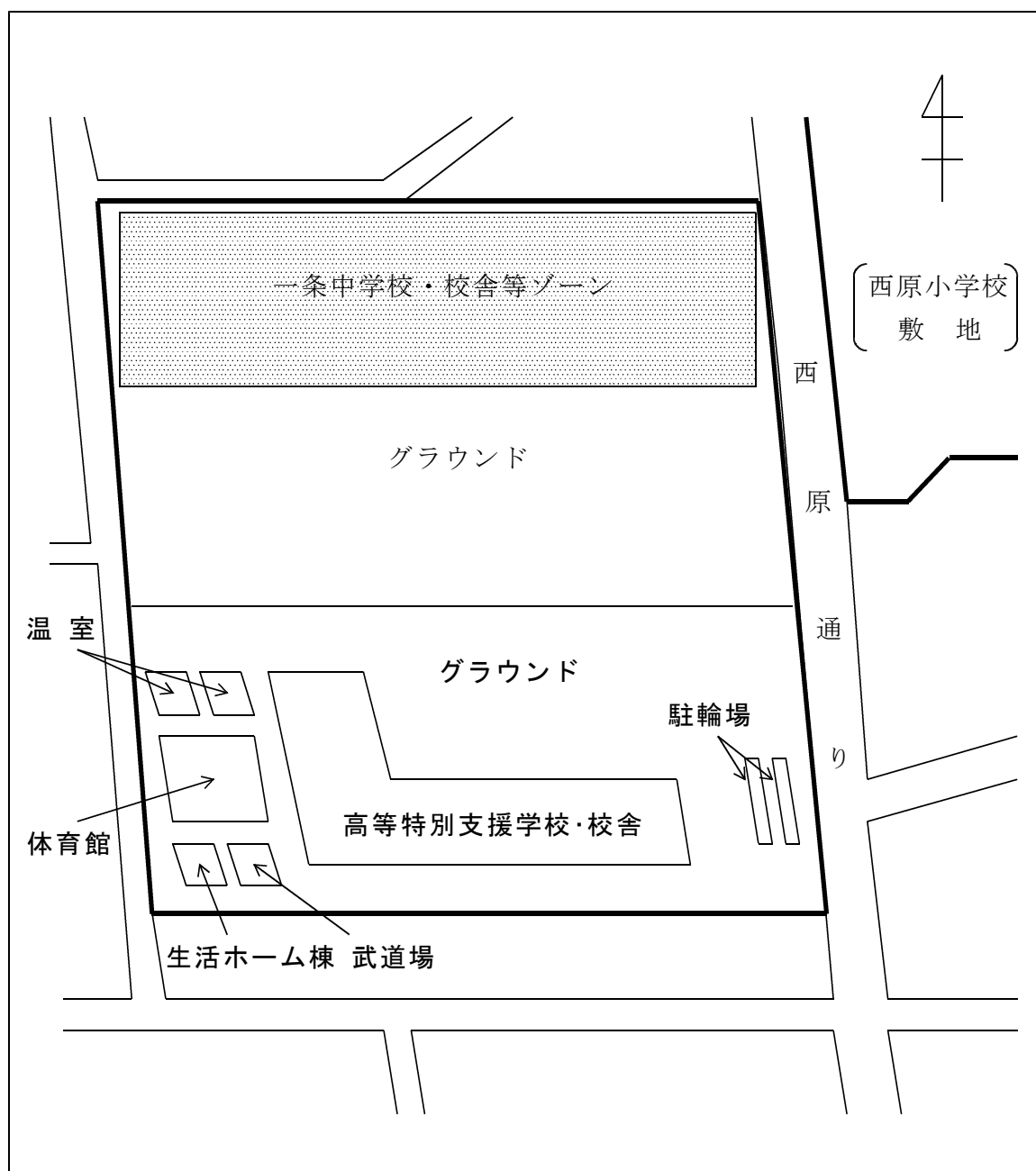
職業科（仮称）2年次

校時	月	火	水	木	金
	(登 校) S H R				
1	数学	体育	専門教科	音楽/美術	専門教科
2	音楽/美術	国語		数学	
3	職業	家庭		国語	
4	保健体育			保健体育	
	昼食・昼休み				
5	専門教科	総合	専門教科	情報	専門教科
6		L H R		専門教科	
	清 掃 S H R				
	課外活動 (下 校)				

職業科（仮称）3年次

校時	月	火	水	木	金
	(登 校) S H R				
1	専門教科	数学	家庭	専門教科	保健体育
2		保健体育	音楽/美術		数学
3		国語	職業		音楽/美術
4		情報	保健体育		国語
	昼食・昼休み				
5	専門教科	専門教科	総合	専門教科	専門教科
6			L H R		
	清 掃 S H R				
	課外活動 (下 校)				

(2) 校舎等配置イメージ図



※ 校舎等配置の考え方

- ① 高等特別支援学校は、宇都宮工業高校の旧第2体育館等の既存施設を活用することから、整備予定地のうち、南側の敷地に校舎等を配置することとし、北側を一条中学校の敷地として提供することとする。
- ② 高等特別支援学校と一条中学校の校舎の間に両校のグラウンドを配置し、体育の授業等においては、両校とも運動等のスペースを確保できるようにするとともに、部活動等においては、相互利用により効果的な活用を図れるようにする。